

## 南砺市福祉有償運送等運営協議会

日時 平成29年2月8日（水）午後2時  
場所 地域包括ケアセンター 2階 研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長及び副会長の選出について

5 会長あいさつ

6 議事録署名人の指名について

7 協議事項

(1) 富山行政評価事務所による「地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視」の調査結果への対応について（資料1）

(2) 南砺市福祉有償運送等運営協議会設置要綱の改正について（資料2）

(3) 南砺市福祉有償運送等運営協議会におけるガイドラインの改正について  
(資料3)

(4) 福祉有償運送事業申請者の更新申請について（資料4、参考資料）  
・南砺市社会福祉協議会

8 その他

9 閉 会

## 南砺市福祉有償運送等運営協議会委員名簿

役 職	氏 名	区 分	備 考
北陸信越運輸局富山運輸支局 輸送・監査部門 首席運輸企画専門官	中 村 幸 春	北陸信越運輸局富山運輸支局長又はその指名する職員	
(株)あい・あいタクシー 常務取締役	河 合 亨	市内の交通機関及び運転者が組織する団体の代表	交通機関の代表
全国自動車交通労働組合 富山地方連合会 執行委員長	石 橋 剛		運転者が組織する団体の代表
チーリップ交通(株)代表取締役 砺波地区タクシー協議会会長	納 村 茂	一般旅客自動車運送事業者及び その事業者が組織する団体の代表	
福祉有償運送の利用者代表	淺 田 日 登 美	有償運送の利用者代表	
南砺市自治振興会連合会会長	松 本 久 介	地域住民の代表	
南砺市身体障害者協会会長	天 池 保		
福光地域運転ボランティア代表	定 村 謙 一	ボランティアの団体代表	運転ボランティアグループ代表
城端地域運転ボランティア代表	田 辺 章 子		運転ボランティアグループ代表
社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会 会長	中 山 繁 實	福祉有償運送実施団体の代表	
南砺市地域包括医療ケア部担当部長	叶 山 勝 之	行政機関の職員	
南砺市 市長政策部 地方創生推進課長	柴 雅 人	その他市長が必要と認める者	地元公共交通担当課長

事務局 福祉課社会福祉係

富山行政評価事務所による

「地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視」

調査結果と対応について

**調査結果 1**：南砺市福祉有償運送等運営協議会の構成員について

南砺市福祉有償運送等運営協議会において、国の運営協議会ガイドラインの規定内容にかかわらず、区域内で福祉有償運送を行っている社会福祉法人が構成員として選任されていない状況がみられる。

**【対応】**

南砺市福祉有償運送等運営協議会設置要綱を改正し、（協議会の構成）の中に「福祉有償運送実施団体の代表」を追加した。（資料 2）

**調査結果 2**：南砺市福祉有償等運営協議会における対象者の確認不十分

i) 南砺市社協において、新規会員の登録に係る判定の際、面談を行っているが、身体障害者手帳、介護保険被保険者証等による確認を行っていない。

**【対応】**

南砺市社協において、新規会員登録時と介護保険更新時に介護保険証と身体障害者手帳の写しを提出してもらい、確認することとした。

ii) 運営協議会において、南砺市社協から登録者を運送の対象とすることが適当であることについての説明が行われておらず、要支援認定者及びその他の障害者の身体状況等について対象とすることが適当であるとの確認がされていない。

**【対応】**

要支援認定者及びその他の障害者については、新規登録の時点で運営協議会事務局が関係書類により障害福祉担当等に確認し、運送の対象とする事が適当であるか否かを確認する。判定結果については、運営協議会に報告するものとする。

**調査結果 3**：南砺市福祉有償等運営協議会のローカルルールの見直し

南砺市運営協議会ガイドライン及び運送の実態について下記の図のとおりであるが、十分な協議が行われておらず、また、ローカルルールの見直しが行われていない状況がみられる。

図表 7 南砺市運営協議会等におけるローカルルールの設定状況

介護認定者	国のガイドライン	南砺市ガイドライン	運送の実態 (南砺市社会福祉協議会)
要介護認定の対象者	要介護 1～5	要介護 1 以上のみ (要介護 1～5)	要介護 3 以下
要支援認定の対象者	要支援 1、2	対象から除外	要支援 1、2
備 考			座位を保つことができる者

(注) 富山行政評価事務所の調査結果による。

**【対応】**

「南砺市福祉有償運送等運営協議会ガイドライン」を見直し、国のガイドラインに準ずるものとする。（資料 3）

また、要支援認定者については、調査結果 2 の対応のとおりとする。

## ○南砺市福祉有償運送等運営協議会設置要綱

平成18年2月8日  
告示第3号

## (設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から收受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、南砺市福祉有償運送等運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定により、福祉有償運送の登録(法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 行政機関の職員
- (2) 北陸信越運輸局富山運輸支局長又はその指名する職員
- (3) 有償運送の利用者の代表
- (4) 地域住民の代表
- (5) ボランティア団体の代表
- (6) 市内の交通機関及び運転者が組織する団体の代表
- (7) 一般旅客自動車運送事業者及びその事業者が組織する団体の代表
- (8) 福祉有償運送実施団体の代表 (追加)
- (9) その他市長が必要と認める者

3 市長は、協議会の説明員として運送主体の代表者を協議会に参加させることができるものとする。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長の決するところによる。

## (守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## (協議結果の取扱い)

第8条 関係者は、協議会において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

## (庶務)

第9条 協議会の庶務は、地域包括医療ケア部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第63号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年12月16日告示第219号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日告示第98号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

## 南砺市福祉有償運送等運営協議会におけるガイドラインについて（改正案）

平成20年3月6日

No	項目	国のガイドライン (道路運送法、道路運送法施行規則、国自第143号通達)	南砺市福祉有償運送等運営 協議会のガイドライン	備考
1	運送主体 について	<p>(1) 特定非営利活動法人</p> <p>(2) 民法第34条の規定により設立された法人、農業協同組合、消費生活協同組合 医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会</p> <p>※民法抜粋</p> <p>第34条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができます。</p>	同左	
2	運送の対象について	<p>(1) 福祉有償運送の対象</p> <p>福祉有償運送の対象となる旅客は、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、会員として名簿に記載されている者及びその付添人。</p> <p>① 介護保険法に規定する「要介護認定」及び「要支援認定」を受けている者</p> <p>② 身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」</p> <p>③ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者</p> <p>(2) 運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>① 氏名 ② 住所 ③ 運送を必要とする理由 ④ その他必要な事項</p> <p>(3) 運送の区域</p> <p>運送の区域は当該市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること。</p>	<p>(1)</p> <p>①は、要介護者（要介護1以上のみとする）</p> <p>②は、同左</p> <p>③は、同左</p> <p>かつ、単独での移動が困難な者で、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用するこれが困難な者とする。</p> <p>(2)(3)は同左。</p> <p>同左</p>	<p>①NPO法人は、新規に会員登録する場合は、その都度南砺市に申請し、市でガイドラインに基づき判定し、NPO法人に決定通知を出すものとする。</p>
3	使用車両について	<p>(1) 乗車定員11人未満であって以下に掲げる自動車により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車</li> <li>・車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車</li> <li>・兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車</li> <li>・回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む）を備える自動車</li> <li>・セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く）</li> </ul>	同左	<p>①車両の変更については、南砺市に報告するものとする。</p> <p>②車両の増車については、運営協議会で協議する</p>

	<p>(2) 使用する車両は、運送主体が使用権原を有していること。</p> <p>① 使用権原を証する書類</p> <p>自動車検査証及び自動車の使用者と運送主体との間で締結された契約書又は使用承諾書当該契約書及び使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が運送主体にあることを定めたものであること。</p> <p>(3) 車体の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示すること。</p> <p>文字はステッcker、マグネットシート、ペンキ等による横書きとし、また、文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。</p> <p>① 運送者の名称 ② 「有償運送車両」の文字 ③ 登録番号</p> <p>また、登録証の写しを自動車に備えて置くこと。</p>	同左  ただし、文字の大きさは一辺7センチメートル以上とする。  同左	ものとする。 ③車両は平成18年10月以降も福祉車両とする。ただし、セダン型車両の申請があった場合には、運営協議会で協議するものとする。
4	<p>(1) 第2種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者、又は、第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者であること。</p> <p>① 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。</p> <p>② 社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を終了した者であること。</p> <p>(2) 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合、運転者は、(1)の要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える者であること。又は、次に掲げる要件のいずれかを備える者が乗務すること。</p> <p>① 社会福祉士及び介護福祉士</p> <p>② 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。</p> <p>③ 社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を終了した者であること。</p> <p>④ 介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者であること。</p>	同左  ただし、(1)の過去二年以内は、過去三年以内とする。	①運転者の変更等については、南砺市でガイドラインに基づき判定し、後日、名簿を各委員に案内するものとする。
5	損害賠償措置について	運送者は、運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であって、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておくこと。	・対人については、無制限に加入していること。 ・損害賠償責任保険、損害賠

	<p>※告示で定める基準</p> <p>次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を保険業法に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。又は、損害賠償責任共済契約を中小企業等協同組合法その他の法律に基づき損害賠償責任共済の事業を行う者と締結していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運行により生じた旅客その他の者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失にあっては、一人につき八千万円以上を限度額としててん補することを内容とするもの。</li> <li>② 運行により生じた旅客その他の者の財産の損害を賠償することによって生ずる損失にあっては、一事故につき二百万円以上を限度額としててん補することを内容とするもの。</li> <li>③ 保険期間中の保険金支払額、または、共済期間中の共済金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。</li> <li>④ 運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。</li> <li>⑤ 車の台数に応じて契約を締結する場合は、すべての自動車について契約を締結すること。</li> </ul>	<p>償責任共済は搭乗者保険を対象に含むものとする。</p>	
6	<p>(1) 対価の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること。</li> <li>② 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。</li> <li>③ 当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。</li> </ul> <p>(2) 具体的な基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1／2の範囲内であること。</li> <li>② 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。</li> <li>③ 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。</li> <li>④ 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送</li> </ul>	同左	

		<p>した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1／2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。</p> <p>(3) 対価の掲示等</p> <p>運送者は、旅客から收受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の掲示その他適切な方法により説明すること。これを変更するときも同様とする。</p>	車内に運送対価がわかるものを提示すること。	
7	管理運営体制について	<p>(1)運送者は、自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行うこと。</p> <p>① 運行管理の責任者の選任にあっては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。</p> <p>② 運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保すること。</p> <p>(2)運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。</p> <p>運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努めること。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。</p> <p>(3)運送者は、運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつその記録を1年間保存すること。</p> <p>① 運転者の氏名 ②自動車登録番号その他の当該自動車を識別できる表示 ③ 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離 ④ 事故又は異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因</p> <p>(4)運送主体は、運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えておくこと。</p> <p>① 作成番号及び作成年月日 ② 運送者の名称 ③ 運転者の氏名、生年月日、住所 ④ 運転免許証の番号及び有効期限、運転免許の年月日及び種類、免許の条件 ⑤ 運転者の要件に係る事項 ⑥ 事故を引き起こした場合又は道路交通法違反の通知を受けた場合は、その概要</p>	同左	①運行記録等の様式は、統一した様式を使用するものとする。

	<p>⑦ 運転者の健康状態</p> <p>また、運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを二年間保存すること。</p> <p>(5) 運送主体は、次に掲げる事項を記載し、かつ当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は乗務する自動車内に掲示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作成番号及び作成年月日 ② 運送者の名称 ③ 運転者の氏名</li> <li>④ 運転免許証の有効期限 ⑤ 運転者の要件に係る事項</li> </ul> <p>(6) 運送者は、自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行うこと。</p> <p>また、自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において2年間保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運転者の氏名 ② 自動車登録番号その他の当該自動車を識別できる表示</li> <li>③ 事故の発生日 ④ 事故の発生場所 ⑤ 事故の当事者（運転者を除く）の氏名</li> <li>⑥ 事故の概要（損害の程度を含む） ⑦ 事故の原因 ⑧ 再発防止策</li> </ul> <p>(7) 運送者は、苦情処理の体制を整備し、運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明すること。</p> <p>また、苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 苦情の内容 ② 原因究明の結果 ③ 苦情に対する弁明の内容</li> <li>④ 改善措置 ⑤ 苦情処理を担当した者</li> </ul> <p>(8) 運送者は、自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行うこと。</p>		
8	<p>法令遵守について</p> <p>道路運送法第79条の4第1項各号に該当するものでないこと。</p> <p>※道路運送法抜粋</p> <p>第79条の4 国土交通大臣は、第79条の2の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>1 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受</p>	同左	

	<p>けることがなくなった日から二年を経過していない者であること。</p> <p>2 申請者が第79条の12の規定による登録の取消を受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む）であるとき。</p> <p>3 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>4 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>5 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公供団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。</p> <p>6 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

様式第1-2号

南社協第 号  
平成29年 月 日

北陸信越運輸局 富山運輸支局長 殿

名 称 社会福祉法人南砺市社会福祉協議会  
住 所 富山県南砺市蛇喰1009番地  
代表者の氏名 会長 中山 繁實

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

## 1. 氏名、名称、代表者の氏名

南砺市蛇喰1009番地  
社会福祉法人南砺市社会福祉協議会  
会長 中山 繁實

## 2. 登録番号

北富福 第 2 号

## 3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

## 4. 運送の区域

区 域	備 考
富山県南砺市及び出発地又は到着地が南砺市である地域	

## 5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
南砺市社会福祉協議会城端支所	南砺市理休429番地
南砺市社会福祉協議会福野支所	南砺市院林82番地2
南砺市社会福祉協議会福光支所	南砺市荒木1550番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
城端支所	所有	( )	1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
福野支所	所有	( )	1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
福光支所	所有	( )	1 (0)	( )	( )	( )	1 (0)
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	1 (0)	( )	( )	( )	1 (0)

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲 (行うものに○を付すものとする。)

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="radio"/>	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="radio"/>	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

上記旅客については、病院の受診時に車椅子を必要とする者で、送迎サービスを利用する際には、原則として介護者を確保するものとする。

利用目的は、治療のための医療機関への送迎に限る。

## 旅 客 の 名 簿

(福祉有償運送用)

自家用有償旅客運送者の名称

社会福祉法人  
南砺市社会福祉協議会

H28.12.31

番号	氏 名	初回登録日 例: 2011/1/15	運送を必要とする理由				備考
			イ身	口介	ハ支	ニ他	
1		2010/6/8			○		
2		2010/11/26	○	○			
3		2011/5/12		○			
4			○				
5		2013/8/12			○		
6		2014/6/2		○			
7		2016/3/4		○			
8		2014/7/23	○	○			
9					○		
10				○			
11		2016/6/6			○		
12		2015/11/16	○				
13		2015/12/1		○			
14		2016/10/6		○			
15		2002/12/17	○		○		
16		2012/9/18	○	○			
17		2014/1/21			○		
18		2015/4/7		○			
19				○			
20		2016/8/2	○	○			
21		2001/9/18	○	○			

番号	氏 名	初回登録日 例：2011/1/15	運送を必要とする理由				備考
			イ身	口介	ハ支	ニ他	
22		2013/7/29	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
23				<input type="radio"/>			
24		2015/12/1			<input type="radio"/>		
25			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
26		2016/8/23		<input type="radio"/>			
27		2016/9/6		<input type="radio"/>			

イ 身体障害者

ロ 要介護認定者

ハ 要支援認定者

二 その他

(肢体不自由、内部障害、精神障害、他の障害)

様式第6号

登録番号	北富福 第2号
運送主体(申請者)	社会福祉法人南砺市社会福祉協議会

運行管理の体制等を記載した書類

平成28年4月1日

事務所名（社会福祉法人南砺市社会福祉協議会）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の名簿

No	事務所名	氏名	住所	※1 資格の種類
1	城端支所	前田 久夫	南砺市理休 429	
2	福野支所	岩見 文雄	南砺市院林 82-2	
3	福光支所	山田 耕誠	南砺市荒木 1550	

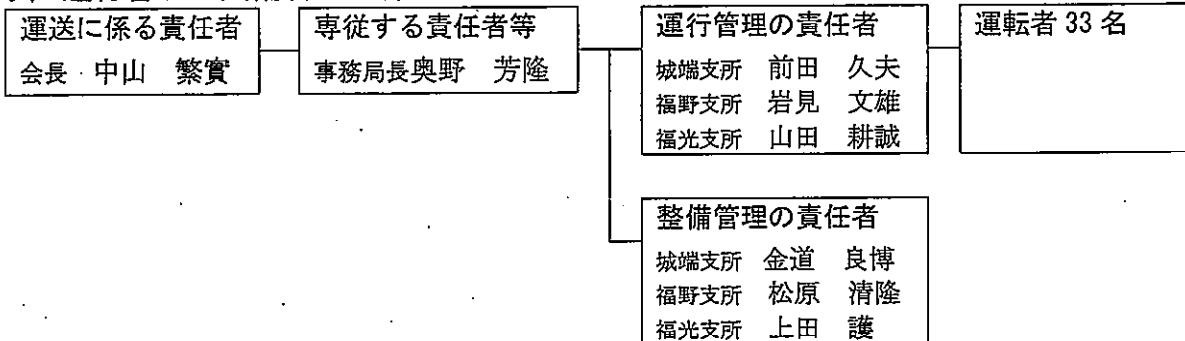
※ 5両以上配置する事務所にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えることを証する書類を添付すること。

※ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者又はその他の別を記載するものとする。

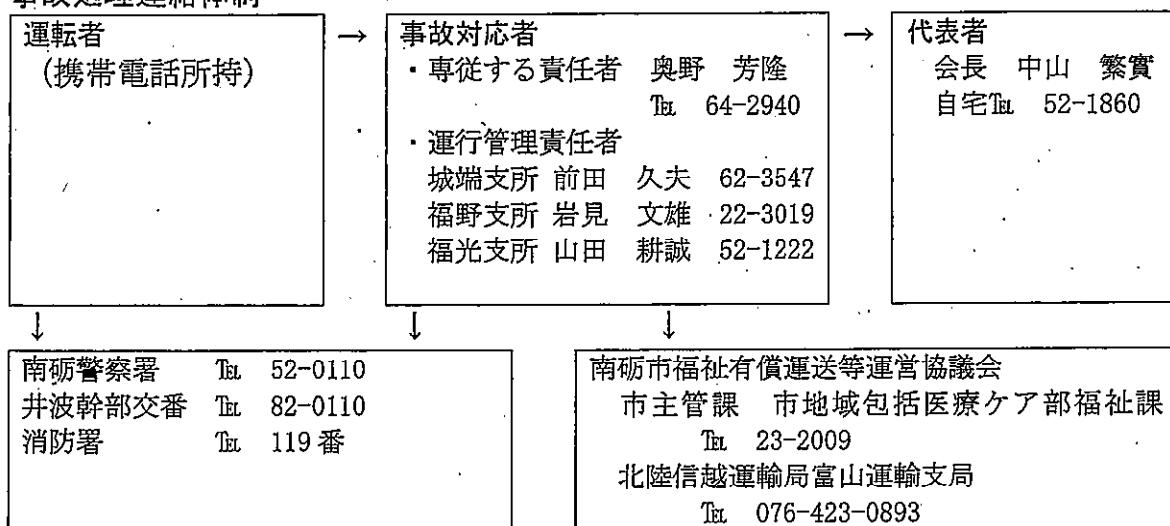
(イ) 整備管理の責任者の名簿

No	事務所名 車両名	氏名	住所
1	城端支所 ワゴンR	株式会社井口自工 金道 良博	南砺市宮後 184-3
2	福野支所 ワゴンR	有限会社福野自工 松原 清隆	南砺市二日町 2229-4
3	福光支所 キューブ	株式会社協栄モータース 上田 譲	南砺市吉江中 1163

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



## 2. 事故処理連絡体制



## 3. 苦情処理体制

苦情処理責任者	苦情処理担当者
城端支所 前田 久夫	城端支所 藤井 香織
福野支所 岩見 文雄	福野支所 齋藤 愛生
福光支所 山田 耕誠	福光支所 吉田 しおぶ

南社協第33号  
平成28年4月25日

北陸信越運輸局 富山運輸支局長 殿

名 称 南砺市蛇喰1009番地  
住 所 社会福祉法人南砺市社会福祉協議会  
代表者の氏名 会長 中山 繁實

### 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

#### 記

##### 1. 名称、住所、代表者の氏名

社会福祉法人南砺市社会福祉協議会  
南砺市蛇喰1009番地  
会長 中山 繁實

##### 2. 登録番号

北富福第2号

##### 3. 自家用有償旅客運送の種別

(福祉有償運送)

##### 4. 軽微な事項の変更

代表者の氏名	
新	中山 繁實
旧	斎藤 昌英

##### (1) 事務所の名称または位置

	名称	位置
新	廃止	廃止
旧	南砺市社会福祉協議会平支所	南砺市下梨2240番地
新	廃止	廃止
旧	南砺市社会福祉協議会利賀支所	南砺市利賀村百瀬川313番地
新	廃止	廃止
旧	南砺市社会福祉協議会井波支所	南砺市井波521番地

(2) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
新	平支所	所有		0 (0)	( )	( )	( )	0 (0)
		持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		合計	( )	0 (0)	( )	( )	( )	0 (0)
旧	平支所	所有		1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
		持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		合計	( )	1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
新	利賀支所	所有		0 (0)	( )	( )	( )	0 (0)
		持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		合計	( )	0 (0)	( )	( )	( )	0 (0)
旧	利賀支所	所有		1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
		持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		合計	( )	1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
新	井波支所	所有		0 (0)	( )	( )	( )	0 (0)
		持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		合計	( )	0 (0)	( )	( )	( )	0 (0)
旧	井波支所	所有		1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
		持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		合計	( )	1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
新	福野支所	所有		1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
		持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		合計	( )	1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)

旧	福野支所	所有	( )	1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
		持込	( )	1 ( )	( )	( )	( )	1 ( )
		合計	( )	2 (1)	( )	( )	( )	2 (1)
新	福光支所	所有	( )	1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
		持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		合計	( )	1 (1)	( )	( )	( )	1 (1)
旧	福光支所	所有	( )	2 (1)	( )	( )	( )	2 (1)
		持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		合計	( )	2 (1)	( )	( )	( )	2 (1)

## 南砺市福祉有償運送等運営協議会 資料

社会福祉法人南砺市社会福祉会協議会

## 1 送迎サービスについて

サービス内容	高齢又は身体に障がいがあり外出が困難な方を対象に、車椅子に乗ったまま乗り降りできる福祉車両を運行し、医療機関への送迎を行う。			
利用対象者	南砺市在住の在宅の方で、日常生活に車椅子を利用している方で、座位を保てる比較的健康な方。 ただし、原則として要介護度が3以下であり、サービス利用時は付き添い者が必要。			
行き先	主に南砺市及び砺波市内の医療機関			
運行時間	午前9時～午後4時			
運休日	毎週土日、祝日、お盆(8月14日～16日) 年末年始(12月29日～1月3日)			
運転者	運転ボランティアとして南砺市ボランティアセンターに登録し、免許取得後3年以上の運転経験がある方。活動期間は満74歳を迎えた年度末まで。 (一種免許の方は認定講習受講が必要)			
利用の予約	利用申請書を提出し利用決定通知を受けた後(利用者として登録後)、利用希望日の1週間前までに利用の予約をする。			
利用回数	原則1週間あたり1回程度			
利用料 (片道単位)	～5km未満 10km～15km未満 20km～25km未満	500円 1,400円 2,000円	5km～10km未満 15km～20km未満 25km～30km未満	1,000円 1,700円 2,300円
				自宅から医療機関 までの直線距離

## 2 現在の運行状況

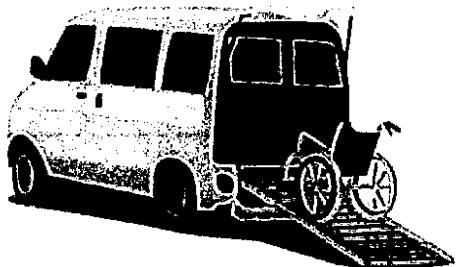
平28年12月31日現在

項目	城端	福野	福光	合計
車両台数	1台	1台	1台	3台
利用登録者 (H28年度新規)	11名 (内1名)	9名 (内2名)	7名 (内1名)	27名 (内4名)
実利用者数	6名	6名	3名	15名
主な行き先	南砺市民 南砺中央 砺波総合 北陸病院	南砺市民 家庭・地域医療センター	南砺中央 北陸病院 砺波開業医 砺波総合	
運転ボランティア 登録者数	11名	10名	5名	26名 計35名
職員登録者数				9名
運転ボランティア 活動者数	6名	5名	4名	15名
稼動日数	25日	21日	17日	63日
利用件数 (片道単位)	50件	42件	34件	126件

南砺市社会福祉協議会

# 送迎サービスご利用案内

車椅子に乗ったまま乗り降りできる福祉  
車両で、通院をお手伝いします。  
社協に登録しているボランティア(運転手)  
がお送りします。



## 利用対象者

市内在住の方で、以下の①②のどちらかにあてはまる方  
※座位を保てる病状が安定した方が対象です。

- ①日常生活に車椅子を必要とされる方(ただし要介護度3以下)
- ②身体に障がいがあり車椅子を必要とされる方

## 介助者

サービス利用時は、原則として付き添いの方が必要  
※利用者がご家族やホームヘルパー等を手配

## 運行時間

月曜日～金曜日  
午前9時～午後4時  
(お盆、年末年始、祝日を除く)

## 運行範囲

主に南砺市・砺波市内の病院、診療所

## 利席回数

原則として、週1往復程度

## 利用料

利用料金表により毎回支払い  
※利用料金表は裏面にあります。

## 利用の流れ

- ①利用登録(社協またはケアマネジャー等に問合せください。)
- ②登録料1,000円の納入(初回利用時にお納めください。)
- ③利用の予約(希望日の1週間前までに予約)

## 利用料金表

※距離=自宅から医療機関までの直線距離

利用料金についての詳細は、社協各支所へ問合せください。

距 離	利用料(片道単位)	距 離	利用料(片道単位)
5km未満	500円	15km以上20km未満	1,700円
5km以上10km未満	1,000円	20km以上25km未満	2,000円
10km以上15km未満	1,400円	25km以上30km未満	2,300円

## 南砺市社協の各事務所のご案内

サービスについての問合せや利用登録については下記へご連絡ください。

<u>本所</u>	南砺市蛇喰1009 TEL 64-2940 FAX 64-2950			
<u>城端支所</u>	理体429 TEL 62-3547	<u>平支所</u>	下梨2240 TEL 66-2012	
<u>上平支所</u>	上平細島879 TEL 67-3411	<u>利賀支所</u>	利賀村百瀬川1313 TEL 68-2816	
<u>井波支所</u>	井波521 TEL 82-0906	<u>井口支所</u>	蛇喰1009 TEL 64-8033	
<u>福野支所</u>	院林82-2 TEL 22-3019	<u>福光支所</u>	荒木1550 TEL 52-1222	

このようなサービスもあります

## 福祉車両のある市内事業所のご案内

(株)あい・あい 柴田屋17-1 Tel 22-2144 チューリップ交通 井波1515 Tel 82-0169 (有)三和交通 北野125-1 Tel 62-3741

## 「南砺市高齢者等外出支援事業」のご案内

- 対象者 要介護3~5の方  
身障手帳 上肢・下肢または体幹1・2級の方
- 行き先 医療機関
- 利用回数 月2回まで
- 運転者 運転者・車両とともに、上記の3事業所
- 負担額 実際にかかった運賃から、走行距離に応じて700円~3,400円の補助額を差し引いた額を利用者が負担します。



【利用申請・問合せ先 南砺市地域包括課長寿介護係 Tel 23-2034】